

## 総合口座取引追加規定

### 1【担保明細帳】

総合口座通帳のほかに、総合口座定期預金・担保明細帳または総合口座債券保護預り兼振替決済口座・担保明細帳（これらをあわせて以下「担保明細帳」といいます。）をお持ちの場合、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 担保明細帳には、それぞれ総合口座の定期預金・担保明細または保護預り兼振替決済口座管理国債等・担保明細を記載します。
- (2) 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳のほか、担保明細帳を含むものとします。
- (3) 総合口座取引の定期預金を解約するとき、または総合口座取引の国債等公共債の引出し、振替または買取りの申し出をするときは、それぞれ担保明細帳を当店に提出してください。また、普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、担保明細帳も当店に提出してください。

### 2【国債等公共債担保の極度変更日】

国債等公共債（以下「国債等」といいます。）を担保とする総合口座取引における当座貸越の限度額の変更日については、次のとおりとします。

- A 国債等を売買した場合.....受渡日
- B 国債等が償還された場合.....償還日
- C 国債等の証券を引出しまたは振替を行った場合.....申込日
- D 国債等の証券を預入れた場合.....受渡日

### 3【この追加規定の変更等】

- (1) この追加規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上  
(2020年4月1日現在)